

防府市緑化推進委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市の「明るい・豊かな・健やかな」緑と花のまちづくりの推進に必要な事項を協議するため防府市緑化推進委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 委員会の委員は20人以内とし、関係機関及び関係団体並びに学識経験者の中から市長が選任する。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は2年とし、再任は妨げない。

2 委員に欠員が生じたときは補充し、任期は前任者の残任期間とする。

(役員)

第4条 委員会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 監事 2人

(役員を選出)

第5条 会長は、市長をもって充てる。

2 副会長は、委員の中から選出する。

3 監事は、委員の中から選出する。

(役員任期)

第6条 役員任期は2年とし、再任は妨げない。

2 役員に欠員が生じたときは補充し、任期は前任者の残任期間とする。

(役員任務)

第7条 会長は、委員会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときはこれを代行する。

3 監事は、委員会の業務を監査する。

(協議)

第8条 委員会は、第1条の目的達成のため、次の推進事項を協議し推進する。

- (1) 緑を守り、花を育て、緑をつくりだす運動について
- (2) 緑化推進に関する啓発活動について
- (3) 緑の募金について
- (4) その他、委員会の目的を達成するために必要な活動について

(会議)

第9条 委員会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 委員会の議事は、出席者の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(経費)

第10条 委員会の経費は、募金及び寄付金並びに補助金をもって充てる。

2 記念植樹事業に係る経費は、前項に規定する募金その他、申込者の負担金をもって充てる。

(会計年度)

第11条 委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

第12条 委員会の事務局は、土木都市建設部都市計画課におく。

(事務局職員)

第13条 事務局に次の職員を置く。

- (1) 事務局長 1人
- (2) 事務局次長 1人
- (3) 書記 若干人

2 事務局長は、土木都市建設部次長の職にある者をもって充てる。

3 事務局次長は、土木都市建設部都市計画課長の職にある者をもって充てる。

4 書記は、土木都市建設部都市計画課の職員をもって充てる。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の議を経て会長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和60年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。